



平成 27 年 4 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社 **ラピーヌ**  
代表者名 代表取締役社長 市川雅邦  
[コード番号 8143 東証 第2部]  
問合せ先 執行役員社長室長 尾崎史照  
(TEL 06-6358-2256)

## 株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 5 月 27 日開催予定の当社第 67 回定時株主総会に、下記のとおり、株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式併合

##### (1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

東京証券取引所に上場する当社といたしましては、この趣旨を尊重して、当社株式の売買単位を変更（1,000 株から 100 株に変更）することとし、併せて、当社株式につき証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とするとともに、株主の皆様のご権利にできる限り影響を及ぼすことがないように、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施するものであります。

##### (2) 株式併合の内容

###### ①併合する株式の種類

普通株式

###### ②併合の方法・比率

平成 27 年 9 月 1 日をもって、平成 27 年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、10 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。

###### ③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 27 年 2 月 28 日現在）	27,670,642 株
株式併合により減少する株式数	24,903,578 株
株式併合後の発行済株式総数	2,767,064 株

(注)「株式併合により減少する株式数」は、併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

###### ④株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1 株当たりの純資産は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

##### (3) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成27年2月28日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

【当社の株主構成】

(平成27年2月28日現在)

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
10株未満所有株主	192名 ( 5.31%)	259株 ( 0.00%)
10株以上所有株主	3,427名 ( 94.69%)	27,670,383株 (100.00%)
全株主	3,619名 (100.00%)	27,670,642株 (100.00%)

(注) 上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主様192名(所有株式数の合計259株)は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きを利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 株式併合の条件

平成27年5月27日開催予定の第67回定時株主総会において、本株式併合に関する議案及び下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

(2) 単元株式数の変更の内容

当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更日

平成27年9月1日

(4) 単元株式数の変更の条件

平成27年5月27日開催予定の第67回定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案及び下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

【ご参考】

株式併合及び単元株式数の変更に係る効力発生日は平成27年9月1日ですが、株式売買後の振替手続の関係で、平成27年8月27日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

### 3. 定款の一部変更

#### (1) 定款変更の目的

上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第8条（単元株式数）を変更するものであります。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成27年9月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、株式併合の効力発生日の翌日をもって本附則を削除することといたします。

#### (2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>7,980</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>798</u> 万株とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は <u>100</u> 株とする。
	<u>附則</u> <u>第6条及び第8条の変更は、第67回定時株主総会の第2号議案に係る株式併合の効力が発生することを条件とし、平成27年9月1日をもって当該変更の効力が発生するものとする。なお、本附則は当該変更の効力が発生した日の翌日をもって削除する。</u>

#### (3) 定款の一部変更の条件

平成27年5月27日開催予定の第67回定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案及び本定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

### 4. 株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更の日程

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| ①取締役会決議日        | 平成27年4月10日     |
| ②定時株主総会決議日      | 平成27年5月27日（予定） |
| ③株式併合の効力発生日     | 平成27年9月1日（予定）  |
| ④単元株式数の変更の効力発生日 | 平成27年9月1日（予定）  |
| ⑤定款の一部変更の効力発生日  | 平成27年9月1日（予定）  |

以 上

(添付資料)

【ご参考】株式併合と単元株式数の変更に関するQ&A

【ご参考】

株式併合と単元株式数の変更に関するQ&A

Q 1 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とすることです。今般、当社では10株を1株とすることを予定しております。

Q 2 単元株式数とは何ですか。

単元株式数とは、会社法によって定められ、証券取引所での株式の売買単位となっている株式数であり、株主総会の議決権の単位ともなっている株式数です。

現在の当社の単元株式数は1,000株ですが、今般、単元株式数1,000株を100株とすることを予定しております。

Q 3 株式併合と単元株式数の変更とはどのようなことですか。

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、国内の上場株式の単元株式数、すなわち売買単位を最終的に100株にすることを目標としており、当社としてはこれに合わせるべく、売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するものです。

また、単元株式数の変更と同時に株式併合を実施することとし、10株を1株に併合したうえで、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。併合実施後の100株は併合実施前の1,000株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の10倍となりますので、実質的には現在の投資単位に変動は生じないこととなります。

Q 4 株主の所有株式・議決権はどのようになるのですか。

株式併合と単元株式数の変更を同時に行った際、その効力発生の前後では次のようになり、所有株式数は減少いたしますが、議決権数は変わりません。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	5,000株	5個	500株	5個	なし
例②	2,500株	2個	250株	2個	なし
例③	1,008株	1個	100株	1個	0.8株
例④	504株	なし	50株	なし	0.4株
例⑤	1株	なし	なし	なし	0.1株

株式併合の結果、1株に満たない端数（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合は、全ての端数株式を当社が一括して売却または買い取り、その処分代金の合計額を各株主様の端数株式に応じてお支払いたします。このお支払代金（端数株式処分代金）は、平成27年11月頃にお送りすることを予定しております。

効力発生前のご所有株式数が10株未満の株主様は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となります。株主様の保有機会を失わせてしまうことを深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増制度や買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

**Q 5 株式併合は、資産価値に影響を与えないのですか。**

株式併合の前後で、会社の資産や資本に変化はありませんので、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様がお持ちの当社株式の資産価値が変わることはございません。

ご所有株式数は併合前の10分の1となり、例えば1,000株お持ちの株主様の株数は100株になりますが、1株当たりの純資産額は併合前の10倍となります。

また、株価につきましても理論上は併合前の10倍となります。

**Q 6 所有株式数が減れば、受け取ることができる配当金が減りませんか。**

ご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、株式併合の割合（10株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはございません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当は生じません。

なお、端数株式につきましてはQ4に記載のとおり、端数株式処分代金をお支払させていただきます。

**Q 7 スケジュールはどのようになっていますか。**

次のとおり予定しております。

平成27年5月27日	定時株主総会決議日
平成27年8月26日	現在の単元株式数（1,000株）での売買の最終日
平成27年8月27日	当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更されます。 株価に株式併合の効果が反映されます。
平成27年9月1日	株式併合と単元株式数変更の効力が発生します。

**Q 8 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。**

株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

**Q 9 株式併合により単元未満株式が生じますが、株式併合後も買増しや買取りをしてもらえますか。**

株式併合後も単元未満株式の買増制度や買取制度をご利用いただけます。具体的な手続きについては、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

**Q 10 株主優待制度はどのようなのでしょうか。**

平成27年9月以降の株主優待制度につきましては変更を予定しております。その詳細につきましては、後日改めて公表させていただきます。

**【お問い合わせ先】**

当社の株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

〒541-8502 大阪府中央区伏見町三丁目6番3号

電話 0120-094-777（通話料無料） [受付時間 平日9:00～17:00]

以上